

対象疾病	予防接種の種類	回数	対象者	標準的な接種期間	間隔	備考	
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	2回	出生6週0日から24週0日後までの間にある方	1回目の接種は生後2か月から出生14週6日後までの期間に	27日以上	ワクチンには2種類あり、2つのワクチンは接種回数が異なります。	
	ロタテック (5価)	3回	出生6週0日から32週0日後までの間にある方		27日以上		
B型肝炎		初回:2回 追加:1回	1歳の誕生日の前日までの間にある方	生後2か月から9か月までの期間	27日以上 1回目の接種から139日以上		
肺炎球菌		初回:3回 追加:1回	生後2か月から5歳の前日までの間にある方	1回目の接種は生後2か月から7か月になる月の誕生日までの期間に 生後12か月から15か月までの期間	27日以上 初回接種後60日以上の間隔を置いて	生後7か月の月の誕生日以降に初回接種を開始した場合は接種回数異なります。	
	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄 炎(ポリオ) ヒブ	五種混合 (1期) 二種混合 (2期)	1期初回: 3回 1期追加: 1回 2期:1回	生後2か月から7歳6か月までの間にある方 11歳から13歳の誕生日の前日までの間にある方	1回目の接種は生後2か月から1歳までの期間に 11歳から12歳までの期間	20日以上(標準的には56日まで) 初回接種後6か月以上(標準的には12か月から18か月まで)	2期のお知らせは11歳の誕生日の月にご案内します。
結核	BCG	1回	1歳の誕生日の前日までの間にある方	生後5か月から8か月までの期間	-		
麻疹(はしか) 風しん	MR	1期:1回	1歳から2歳の誕生日の前日までの間にある方	-	-		
		2期:1回	小学校入学の前年度の4月1日から3月31日までの間にある方	-	-	2期のお知らせは小学校入学の前年度の4月にご案内します。	
		特例	第1期:令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者(R4年4月2日からR5年4月1日生まれのもの)であって、ワクチンの遅延等が生じたことを理由に接種ができなかった者。 第2期:令和6年度における第2期の対象者であって、ワクチンの遅延等が生じたことを理由に接種ができなかった者。(平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれのもの)			特例の対象期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間	
水痘		2回	1歳から3歳の誕生日の前日までの間にある方	1回目の接種は生後12か月から15か月までの期間に	3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)		
日本脳炎		1期初回: 2回 1期追加: 1回 2期:1回 特例	生後6か月から7歳6か月までの間にある方 9歳から13歳の誕生日の前日までの間にある方	3歳から4歳までの期間 4歳から5歳までの期間 9歳から10歳までの期間	6日以上(標準的には28日まで) 初回接種後6か月以上(標準的にはおおむね1年を経過した時期) -	1期のお知らせは、3歳の誕生日の月にご案内します。 2期のお知らせは、9歳の誕生日の月にご案内します。	
		特例	積極的な接種勧奨の差し控えの間に接種機会を逃した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日までに特例措置として接種を受けることができます。				
		2回					
		3回					
ヒトパピローマウイルス	シルガード (9価)	2回 3回	小学6年生から高校1年生(16歳相当)の年度の4月1日から3月31日までの間にある女性	中学1年生(13歳相当)の1年間	【1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合】6か月の間隔を置いて2回行います。 ※上記ができない場合は、5か月以上の間隔を置いて2回行います。5か月未満の場合、3回目の接種が必要となります。 【1回目の接種を15歳になってから受ける場合】2か月の間隔を置いて2回行った後、1回目の接種から6か月の間隔を置いて1回行います。 ※上記ができない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の接種から3か月以上の間隔を置いて1回行います。	お知らせは、小学6年生の4月にご案内します。	